

「千葉市共同住宅等におけるごみステーションの設置 及び清潔保持等に関する指導要綱」を制定します

1 施行予定日 平成27年10月1日

2 趣旨

本要綱は、共同住宅等の居住者が、近隣の町内自治会等が使用、管理するごみステーションを共用している場合において、継続して不適正排出を行う等により、ごみステーションの管理に支障をきたす事例が多発していることから、ごみステーションの管理が円滑に行われるよう、共同住宅等の建築主、所有者、管理者、及び居住者の責務を明確にすることを目的として制定するものです。

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎その他これらに類する用に供する2戸以上の住戸を有する建築物です。

3 概要

(1) 共同住宅等の建築主、所有者等の責務

共同住宅等を建築する建築主、所有者等は、次の場合を除き、当該共同住宅等に付帯する専用のごみステーションを設置するものとします。

○既存のごみステーションを共用することについて、当該ごみステーションを使用、管理している近隣自治会等の承諾を得ている場合。

○当該共同住宅等が、収集車両が通行可能な道路（進入道路を含む）に面していない等、市が円滑に収集を行うことができない場合。

○その他、専用のごみステーションを設置することができないと市長が認める場合。

(2) ごみステーションの利用者の責務

ごみステーションの利用者は、ごみステーション及びその周辺の清潔保持のため必要となる、ごみステーションの清掃等を協力して行うものとします。

(3) 共同住宅等の所有者、管理者の責務

共同住宅等の所有者、管理者は、入居者に対し、ごみの分別方法、排出日時、排出場所、排出方法を周知するなどして、入居者と協力してごみステーションを管理するものとします。

(4) 近隣自治会等とごみステーションを共用する共同住宅等の所有者、管理者の責務

ア 共同住宅等の所有者、管理者は、当該共同住宅等の居住者が、近隣自治会等が使用、管理するごみステーションを共用している場合において、両者が良好な関係を保持することができるよう努めるものとします。

イ 共同住宅等の居住者が継続して不適正排出を行う等により、ごみステーションを共用する近隣自治会等と良好な関係を保持することができなくなったと市長が認める場

合には、次の場合を除き、専用のごみステーションを設置するものとします。

○当該共同住宅等が、収集車両が通行可能な道路（進入道路を含む）に面していない等、市が円滑に収集を行うことができない場合。

○その他の理由により専用のごみステーションを設置することができないと市長が認める場合。

ただし、専用のごみステーションを設置することができない場合においても、居住者への徹底した排出指導や近隣自治会等との協議を行うなど、責任を持って、専用ごみステーションの設置に代わる対策を実施するものとします。

※（４）については、この要綱の施行前に建築基準法に基づく建築確認の申請がなされている共同住宅等も対象となります。

【（４）イの場合における指導業務の流れ】

① 町内自治会等が、共同住宅等の所有者、管理者に、居住者の排出改善に係る措置を講じるよう申し入れ。

↓ 〈改善なし〉

② 町内自治会等が、市（環境事業所、以下同じ）に排出指導の実施を依頼。

③ 市が現況を確認。（必要に応じて開封調査を実施）

↓ 〈共同住宅等の居住者による不適正排出を確認〉

④ 市が、共同住宅等の所有者、管理者に対して、居住者に対する排出指導を依頼。あわせて居住者に対する排出指導を実施。

⑤ 市が、1か月後を目安に改善状況を確認。

↓ 〈改善なし〉

⑥ 市が、共同住宅等の所有者、管理者に対して、文書による指導を実施。

※指導文書に、1か月後に改善が認められない場合は、専用ステーションの設置を指導することとなる旨を明記。

⑦ 市が、1か月後を目安に改善状況を再度確認。

↓ 〈改善なし〉

⑧ 共同住宅等の所有者、管理者に対して、専用ステーションの設置について、文書による指導を実施。設置に係る事前協議を開始。

※前回確認時より僅かでも改善が認められれば、専用ステーションの設置指導は行わず、排出指導を継続、1か月後に改善状況を再度確認。

ご理解・協力のほど、よろしくお願いいたします。

担当：千葉市環境局収集業務課家庭系廃棄物班 Tel.043-245-5246